

－ 個人課税 －

タイトル	内容	適用時期																																																																												
給与所得控除の見直し	<p>●控除額を一律10万円引き下げ。 ●控除額の上限を見直し。 改正前 給与収入1,000万円超 給与所得控除の上限220万円 改正後 給与収入850万円超 給与所得控除の上限195万円 ●見直し後の給与所得控除額</p> <p>改正前</p> <table border="1" data-bbox="454 320 1061 481"> <thead> <tr> <th colspan="2">給与の収入金額</th> <th colspan="2">給与所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">180万円以下</td> <td colspan="2">収入金額×40% (65万円に満たない場合には65万円)</td> </tr> <tr> <td>180万円超</td> <td>360万円以下</td> <td>収入金額×30%</td> <td>+ 18万円</td> </tr> <tr> <td>360万円超</td> <td>660万円以下</td> <td>収入金額×20%</td> <td>+ 54万円</td> </tr> <tr> <td>660万円超</td> <td>1,000万円以下</td> <td>収入金額×10%</td> <td>+ 120万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1,000万円超</td> <td colspan="2">220万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>改正後</p> <table border="1" data-bbox="454 517 1061 678"> <thead> <tr> <th colspan="2">給与の収入金額</th> <th colspan="2">給与所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">162.5万円以下</td> <td colspan="2">55万円</td> </tr> <tr> <td>162.5万円超</td> <td>180万円以下</td> <td>収入金額×40%</td> <td>- 10万円</td> </tr> <tr> <td>180万円超</td> <td>360万円以下</td> <td>収入金額×30%</td> <td>+ 8万円</td> </tr> <tr> <td>360万円超</td> <td>660万円以下</td> <td>収入金額×20%</td> <td>+ 44万円</td> </tr> <tr> <td>660万円超</td> <td>850万円以下</td> <td>収入金額×10%</td> <td>+ 110万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">850万円超</td> <td colspan="2">195万円</td> </tr> </tbody> </table>	給与の収入金額		給与所得控除額		180万円以下		収入金額×40% (65万円に満たない場合には65万円)		180万円超	360万円以下	収入金額×30%	+ 18万円	360万円超	660万円以下	収入金額×20%	+ 54万円	660万円超	1,000万円以下	収入金額×10%	+ 120万円	1,000万円超		220万円		給与の収入金額		給与所得控除額		162.5万円以下		55万円		162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%	- 10万円	180万円超	360万円以下	収入金額×30%	+ 8万円	360万円超	660万円以下	収入金額×20%	+ 44万円	660万円超	850万円以下	収入金額×10%	+ 110万円	850万円超		195万円		2020年分以後の所得税																								
給与の収入金額		給与所得控除額																																																																												
180万円以下		収入金額×40% (65万円に満たない場合には65万円)																																																																												
180万円超	360万円以下	収入金額×30%	+ 18万円																																																																											
360万円超	660万円以下	収入金額×20%	+ 54万円																																																																											
660万円超	1,000万円以下	収入金額×10%	+ 120万円																																																																											
1,000万円超		220万円																																																																												
給与の収入金額		給与所得控除額																																																																												
162.5万円以下		55万円																																																																												
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%	- 10万円																																																																											
180万円超	360万円以下	収入金額×30%	+ 8万円																																																																											
360万円超	660万円以下	収入金額×20%	+ 44万円																																																																											
660万円超	850万円以下	収入金額×10%	+ 110万円																																																																											
850万円超		195万円																																																																												
公的年金等控除の見直し	<p>●控除額を一律10万円引き下げ。 ●公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合は、控除額の上限を195.5万円とする。 ●公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合には、控除額をさらに一律10万円引き下げ。 ●公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が2,000万円超の場合には、控除額をさらに一律20万円引き下げ。</p> <p>公的年金等に係る雑所得の金額の速算表 ①×②-③=公的年金等に係る雑所得の金額</p> <table border="1" data-bbox="454 929 1201 1272"> <thead> <tr> <th rowspan="3">納税者区分</th> <th rowspan="3">①公的年金等の収入金額</th> <th rowspan="3">②割合</th> <th colspan="4">③控除額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">改正前</th> <th colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">65歳未満</td> <td>130万円未満</td> <td>100%</td> <td>70万円</td> <td>60万円</td> <td>50万円</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上 410万円未満</td> <td>75%</td> <td>37.5万円</td> <td>27.5万円</td> <td>17.5万円</td> <td>7.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上 770万円未満</td> <td>85%</td> <td>78.5万円</td> <td>68.5万円</td> <td>58.5万円</td> <td>48.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td>95%</td> <td>155.5万円</td> <td>145.5万円</td> <td>135.5万円</td> <td>125.5万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超(改正後)</td> <td>100%</td> <td>-</td> <td>195.5万円</td> <td>185.5万円</td> <td>175.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">65歳以上</td> <td>330万円未満</td> <td>100%</td> <td>120万円</td> <td>110万円</td> <td>100万円</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上 410万円未満</td> <td>75%</td> <td>37.5万円</td> <td>27.5万円</td> <td>17.5万円</td> <td>7.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上 770万円未満</td> <td>85%</td> <td>78.5万円</td> <td>68.5万円</td> <td>58.5万円</td> <td>48.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td>95%</td> <td>155.5万円</td> <td>145.5万円</td> <td>135.5万円</td> <td>125.5万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超(改正後)</td> <td>100%</td> <td>-</td> <td>195.5万円</td> <td>185.5万円</td> <td>175.5万円</td> </tr> </tbody> </table>	納税者区分	①公的年金等の収入金額	②割合	③控除額				改正前	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	65歳未満	130万円未満	100%	70万円	60万円	50万円	40万円	130万円以上 410万円未満	75%	37.5万円	27.5万円	17.5万円	7.5万円	410万円以上 770万円未満	85%	78.5万円	68.5万円	58.5万円	48.5万円	770万円以上	95%	155.5万円	145.5万円	135.5万円	125.5万円	1,000万円超(改正後)	100%	-	195.5万円	185.5万円	175.5万円	65歳以上	330万円未満	100%	120万円	110万円	100万円	90万円	330万円以上 410万円未満	75%	37.5万円	27.5万円	17.5万円	7.5万円	410万円以上 770万円未満	85%	78.5万円	68.5万円	58.5万円	48.5万円	770万円以上	95%	155.5万円	145.5万円	135.5万円	125.5万円	1,000万円超(改正後)	100%	-	195.5万円	185.5万円	175.5万円	2020年分以後の所得税
納税者区分	①公的年金等の収入金額				②割合	③控除額																																																																								
						改正前	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																																							
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																																										
65歳未満	130万円未満	100%	70万円	60万円	50万円	40万円																																																																								
	130万円以上 410万円未満	75%	37.5万円	27.5万円	17.5万円	7.5万円																																																																								
	410万円以上 770万円未満	85%	78.5万円	68.5万円	58.5万円	48.5万円																																																																								
	770万円以上	95%	155.5万円	145.5万円	135.5万円	125.5万円																																																																								
	1,000万円超(改正後)	100%	-	195.5万円	185.5万円	175.5万円																																																																								
65歳以上	330万円未満	100%	120万円	110万円	100万円	90万円																																																																								
	330万円以上 410万円未満	75%	37.5万円	27.5万円	17.5万円	7.5万円																																																																								
	410万円以上 770万円未満	85%	78.5万円	68.5万円	58.5万円	48.5万円																																																																								
	770万円以上	95%	155.5万円	145.5万円	135.5万円	125.5万円																																																																								
	1,000万円超(改正後)	100%	-	195.5万円	185.5万円	175.5万円																																																																								
基礎控除の見直し	<p>●控除額を一律10万円引き上げ 所得税 38万円 ⇒ 48万円 住民税 33万円 ⇒ 43万円 ●合計所得金額が2,400万円を超える個人は、合計所得金額に応じて控除額が通減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人は基礎控除の適用ができない。</p> <table border="1" data-bbox="496 1440 962 1576"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">合計所得金額</th> <th colspan="2">基礎控除</th> </tr> <tr> <th>所得税</th> <th>住民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">2,400万円以下</td> <td>48万円</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超</td> <td>2,450万円以下</td> <td>32万円</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超</td> <td>2,500万円以下</td> <td>16万円</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2,500万円超</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額		基礎控除		所得税	住民税	2,400万円以下		48万円	43万円	2,400万円超	2,450万円以下	32万円	29万円	2,450万円超	2,500万円以下	16万円	15万円	2,500万円超		なし	なし	2020年分以後の所得税																																																						
合計所得金額				基礎控除																																																																										
		所得税	住民税																																																																											
2,400万円以下		48万円	43万円																																																																											
2,400万円超	2,450万円以下	32万円	29万円																																																																											
2,450万円超	2,500万円以下	16万円	15万円																																																																											
2,500万円超		なし	なし																																																																											
所得金額調整控除	<p>●給与収入が850万円を超える居住者で次のいずれかに該当する場合は、 [給与等の収入金額(1,000万円を限度) - 850万円]×10% を給与所得の金額から控除する。 ・本人が特別障害者 ・23歳未満の扶養親族あり ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族あり</p>	2020年分以後の所得税																																																																												
青色申告特別控除の見直し	<p>●取引を正規の簿記の原則に従って記録している個人の青色申告特別控除の控除額を引き下げ。 65万円 ⇒ 55万円 ●ただし、以下のいずれかの要件を満たす場合の控除額は65万円。 ・仕訳帳及び総勘定元帳を条件を満たした電子帳簿により保存。 ・確定申告書等の提出をe-Taxにより行う。</p>	2020年分以後の所得税																																																																												
その他所得控除の見直し	<p>●同一生計配偶者、扶養親族の合計所得金額要件を引き上げ 38万円以下 ⇒ 48万円以下 ●源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を引き上げ 85万円以下 ⇒ 95万円以下 ●配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件を引き上げ 38万円超123万円以下 ⇒ 48万円超133万円以下 ●勤労学生の合計所得金額要件を引き上げ 65万円以下 ⇒ 75万円以下 ●家内労働者等の事業所得等の控除額を引き下げ 65万円 ⇒ 55万円</p>	2020年分以後の所得税																																																																												

－ 法人課税 －

タイトル	内容	適用時期
所得拡大税制	<p>改正前</p> <p>●適用要件 以下の①～③を満たすことが必要 <中小企業者> ①雇用者給与等支給額\geq基準雇用者給与等支給額\times103% ②雇用者給与等支給額\geq比較雇用者給与等支給額 ③当期の平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額</p> <p><中小企業者以外> ①雇用者給与等支給額\geq基準雇用者給与等支給額\times105% ②雇用者給与等支給額\geq比較雇用者給与等支給額 ③平均給与等支給額 \geq 比較平均給与等支給額\times102%</p> <p>●控除額 (雇用者給与等支給額－基準雇用者給与等支給額)\times10% …① ①+ (雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額\times)\times2%</p> <p>中小企業者等で上記2%の増加要件を満たす場合は、控除額の上乗せは12%とする</p> <p>※「雇用者給与等支給額－基準雇用者給与等支給額」を限度</p> <p>改正後</p> <p>●適用要件 <中小企業者> 上記適用要件①が廃止。 上記適用要件③が 当期の平均給与等支給額\geq比較平均給与等支給額\times101.5%へ変更 <中小企業者以外> 上記適用要件①が廃止。 上記適用要件③が 当期の平均給与等支給額\geq比較平均給与等支給額\times103%へ変更</p> <p>●控除額 (雇用者給与等支給額－前期の雇用者等給与等支給額)\times15%(法人税額20%が上限)</p> <p>※中小企業者等で当期の平均給与等支給額\geq前期の平均給与等支給額\times103.0% かつ 当期の教育訓練費\geq前期の教育訓練費\times110% 又は 経営力向上計画に従って経営力向上が 確実に行われた場合</p> <p>(雇用者給与等支給額－前期の雇用者等給与等支給額)\times25%(法人税額20%が上限)</p>	2018年4月1日から2021年3月31日 までの間に開始する各事業年度
情報連携投資等の促進に係る税制	<p>青色申告書を提出する法人が、企業内外のデータを連携・高度活用し生産性の向上を図る等、「生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)」の革新的データ活用計画(仮称)に基づき、一定の設備の取得等を行った場合に、特別償却又は税額控除ができる制度が創設される。</p> <p>●適用条件 ①青色申告書を提出する法人 ②「生産性向上」の実現のための臨時措置法における革新的データ活用計画の認定を受けること ③革新的データ活用計画に従って、ソフトウェアを新設し、又は増設した場合で一定の取得価額以上の情報連携利活用設備の取得等をし、事業の用に供すること</p> <p>●対象資産 取得価額5,000万円以上のソフトウェア(ともに取得した機械装置、器具備品を含む)</p> <p>●控除額 取得価額\times30%の特別償却 又は 取得価額\times3%の税額控除(法人税額\times15%が上限)の選択適用</p> <p>※平均給与等支給額等\geq比較平均給与等支給額103%の場合は 税額控除の上限は、法人税額20%となる</p>	生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)が施行された日から2021年3月31日まで
大企業における措置法の税額控除摘要要件の見直し	<p>次の要件のいずれの条件にも該当しない大企業(※)については、研究開発税制その他の一定の税額控除の適用対象外とする</p> <p>※ 大企業とは中小企業者又は農業協同組合等以外の法人をいい、中小企業者とは資本金が1億円以下の法人(資本金1億円超の法人に発行済株式の50%以上を所有される一定の法人及び2019年4月1日以後開始事業年度からは前3年間の年間平均所得金額15億円超の法人を除く)をいう。</p> <p><要件> ①平均給与等支給額\geq比較平均給与等支給額 ②国内設備投資額\geq減価償却\times10%</p>	2018年4月1日から2021年3月31日までの間に開始する事業年度
収益認識時の価額の法令上の明確化	<p>●収益認識時の価額をそれぞれ以下とする。 (資産の売却若しくは譲渡時の価額) 原則として資産の引き渡しの時における価額</p> <p>(役務の提供時の価額) 通常得べき対価の額に相当する金額</p>	2021年4月1日以後 開始事業年度以後適用
収益の認識時期の法令上の明確化	<p>【原則】 ●目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の益金の額に算入する。</p> <p>【例外】 ●一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って、上記引渡し等の日に近接する日の属する事業年度の収益の額として経理した場合、上記引渡し等の日にかかわらず、原則として当該事業年度の益金の額に算入する。</p>	2021年4月1日以後 開始事業年度以後適用
長期割賦販売等の延払基準の廃止	<p>●長期割賦販売等の延払基準は廃止。(ただし経過措置あり。) (注)消費税法においても長期割賦販売等の延払基準による計算制度は廃止となる。</p>	2018年4月1日以後開始事業年度以後適用 経過措置あり

～ 平成30年度税制改正大綱 ～

返品調整引当金の廃止	●返品調整引当金制度は廃止。(ただし経過措置あり。)	2018年4月1日以後開始事業年度以後適用(2018年4月1日において返品調整引当金制度の対象事業を含む法人については経過措置有り。)
電子申告(e-Tax)義務化	<p>①大法人の法人税等の申告書の提出については、電子申告(e-Tax)により提出しなければならないこととする。 ※上記の「大法人」とは、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社をいう。</p> <p>②上記①の大法人の上記①の申告書の添付書類の提出については、電子申告(e-Tax)又は、光ディスク等によらなければならない。</p> <p>③上記①の大法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子申告(e-Tax)を使用することが困難であると認められるときは、納税地の所轄税務署長の承認を受けて、上記①の申告書及び上記②の添付書類を書面により提出できることとする。</p>	2020年4月1日以後に開始する事業年度について適用

－ 消費課税 －

タイトル	内容	適用時期
簡易課税制度におけるみなし仕入率の変更	<p>改正前</p> <p>【第三種事業】 農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第一種事業、第二種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除く。</p> <p>改正後</p> <p>上記の事業のうち、2019年10月1日より軽減措置が適用される食用の農林水産物を生産する事業を第二種事業とし、そのみなし仕入率が80%となる。</p>	2019年10月1日以後に開始する事業年度に対して適用

－ 資産課税 －

タイトル	内容	適用時期
事業承継税制の特例の創設	<p>①特例後継者が、特例認定承継会社の代表権を有していた者から、贈与・相続で当該会社の株式を取得した場合、その株式にかかる贈与税・相続税の全額を、特例後継者の死亡日等まで納税を猶予する。</p> <p>②特例後継者が、特例認定後継者以外の者から贈与等により取得する株式についても、本特例の対象とする。</p> <p>③現行の事業承継税制における雇用確保要件を満たさない場合でも、納税猶予は継続される。</p> <p>④経営環境の変化により、特例承継期間経過後に、株式譲渡、合併により消滅、解散をするときは、納税猶予額を一定の条件のもと免除する。</p> <p>⑤特例後継者が贈与者の推定相続人以外の者(20歳以上)であり、贈与者が60歳以上の場合、相続時精算課税の適用を受けることができる。</p>	2018年4月1日から2023年3月31日(特例承継期間)までに特例承継計画を都道府県に提出し、経営承継円滑化法の認定2018年1月1日から2027年12月31日までの相続・贈与等 ②については、同期間内に贈与等の申告期限が到来するもの
一般社団法人等に対する贈与税の見直し	個人から、一般社団法人・一般財団法人に贈与があった場合の贈与税の課税について、現行要件のいずれかを満たさない場合に課税を行う。	2018年4月1日以後の贈与・遺贈
特定一般社団法人等に対する相続税の見直し	<p>特定一般社団法人等の役員が死亡した場合、法人の純資産額を同族役員数で除した金額を、法人が死亡役員から遺贈により取得したとみなし、法人に相続税を課税する。 *特定一般社団法人等とは、次のいずれかを満たす一般社団法人、一般財団法人。</p> <p>①相続開始直前における同族役員数の総役員数に占める割合が2分の1を超える ②相続開始5年以内において、同族役員数の総役員数に占める割合が2分の1を超える期間合計が3年以上である</p>	2018年4月1日以後の、役員の死亡にかかる相続 ただし、同日前に設立された法人は、経過措置あり
小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算特例の見直し	<p>①持ち家に居住していない者に係る特例対象者の範囲から、次に掲げる者を除外する。 ・相続開始前3年以内に、その者の3親等内の親族又はその者との特別の関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者 ・相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者</p> <p>②貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等を除外する。</p> <p>③介護医療院に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地について相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして、本特例を適用する。</p>	2018年4月1日以後に相続・遺贈により取得する財産にかかる相続税から。 ②の改正は、同日前から貸付事業の用に供されている宅地は適用しない。

－ その他 －

タイトル	内容	適用時期
国際観光旅客税の創設	<p>観光立国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る観点から、観光促進のための税として、国際観光旅客税が創設される。</p> <p>●納税義務者 国際船舶等により、本邦から出国する国際観光旅客等</p> <p>●非課税となる者 ・乗継旅客(航空機により入国後24時間以内に出国する者に限る) ・天候その他の理由により本邦に寄港した国際船舶等に乗船等していた者 ・2歳未満の者 ・本邦に派遣された外交官等のうち、一定の出国をする者</p> <p>●税率 出国1回につき、1,000円</p>	2019年1月7日以後の出国に対して適用
電子化促進のための環境整備	<p>①電子申請等と併せてスキャナ等によるイメージデータを添付する場合において、一定の解像度及び階調の要件を付したうえで、税務署長による当該添付書面の提示を求める措置を廃止。</p> <p>②法人が行う電子申請等について、法人の代表者から委任を受けた者(役員及び職員に限る)の電子署名及び電子証明書の送信をする場合、その代表者の電子署名及び電子証明書の送信を要しない。</p>	